

「計画で定める数」の設定(案)

国の基本指針では、認定こども園の普及に係る考え方が事業計画の基本的記載事項とされ、既存の幼稚園、保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合に、「市町村計画で定める数」(移行枠)を設定し、必要利用定員総数に加えることにより、円滑な移行を図ることとしている。

本市では、現時点で、幼保連携型認定こども園の移行に関する定員数が未定であり、「市町村計画で定める数」の設定に至らない状況。



「市町村計画で定める数」は、今後、幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園への移行のための認可申請があれば、必要に応じて、事業計画の変更等により定めることとする。